

【公表】

整理番号	2
契約番号	8農振財契第99号
件名	バーンクリーナーの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター
概要	オリオン機械株式会社 BCF8-A 別紙仕様書のとおり
納入期限	令和9年3月31日(水)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年5月21日(木) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年4月23日(木)午前10時から令和8年5月1日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅畜産センター 再編整備係 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

仕 様 書

- 1 件 名 バーンクリーナーの購入
- 2 納入場所
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター
東京都青梅市新町六丁目7番地1
- 3 納入期限
令和9年3月31日まで
なお、詳細な納品の日付については契約締結後、調整の上決定すること。
- 4 購入物品 バーンクリーナー 一式
選定機種名 オリオン機械株式会社 BCF8-A
- 5 仕様内容

(1) 規格・性能等

ミッション	原動機(モータ)	三相 200V 3.7kW 相当
	減速機	オイルバス式
	保護機能	ショックリレー付き操作盤、シャーボルト
	速度	6.0m/分
エレベーター	種類	固定式
	シュート	ステンレス戻りシュート式
	長さ	7290 mm
	角度	20° 以内
材質・板厚	ステンレス鋼板 3mm	
チェーン	方式	リンク式
	材質	鍛造焼き入れ
	長さ	106m
	コーナー	3カ所 90°
	リバースカーブ	1カ所 90°
	パドル長さ	410mm
	パドルピッチ	450mm

(2) 留意点

- ①本件は物品の購入のみを対象とし、設置までは含まないものとするが、別途建築工事にて行う本物品の設置作業に際して必要が生じた場合には受注者は技術的助言を行うよう努めるものとする。なお、設置は別紙1「バーンクリーナー詳細図」を想定して

いるため、それに合う規格・性能とすること。

- ②コーナー部には SUS 製の埋め込み型アンカーボルト 3 本を採用すること。
- ③機器構成上必要となる部品は本件に含めるものとする。
- ④エレベーター部に雨が侵入しないためのカバーおよびメンテナンス用の安全带固定フレームを含むこと。
- ⑤尿溝のピット形状などは別途建築工事にて基礎工事を行うため、受注者は機器の仕様図・参考図を速やかに提出するとともに、施工者との協議に必要な情報提供を行うものとする。

6 支払い方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 東京都グリーン購入推進方針

別紙に定めるところによる。

8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示 又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 暴力団等排除に関する特約条項

別に定めるところによる。

10 その他

- (1) 納品する際に、納品日を担当職員に連絡した上で指定の場所に納品すること。
- (2) 作業エリア内では、防疫等の指示を受けた場合は職員の指示に従うこと。
- (3) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

12 担 当

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番地1
公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅畜産センター再編整備係
TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの